

別紙

庁用車両へのドライブレコーダーの設置につ  
いての答申

平成 31 年 3 月 11 日

西東京市個人情報保護審議会

## 第1 諮問の概要

西東京市（以下「市」という。）が保有する庁用車両にドライブレコーダーを設置し運用することに伴う個人情報の取扱いについて、審議会の了解を得たい旨の諮問が市長からあった。

本諮問は、ごみ収集車等へのドライブレコーダーの設置について（平成 28 年 7 月 28 日付 28 西個審議第 9 号西東京市個人情報保護審議会答申。以下「平成 28 年度答申」という。）により、市が保有するごみ収集車等にドライブレコーダーを設置したことによる効果を踏まえ、ドライブレコーダーの設置を市が保有する車両全体に拡大するものである。

## 第2 審議会の結論

審議会は、市が保有する庁用車両にドライブレコーダーを設置し運用することにより、車両周辺の個人の容姿、ナンバープレート等を撮影し、その映像データを一定期間保管すること、保管された映像データを交通事故の状況確認及び原因分析並びに安全運転を目的とした研修のため利用すること並びに交通事故の当事者又は捜査機関等に提供を行うことを認める。

## 第3 審議会の判断理由

審議会は、ドライブレコーダーにより撮影される映像データの取扱いに関し、実施機関に説明を求め、審議し、次のとおり判断した。

### 1 公益上の必要性

昨今、あおり運転等による痛ましい交通事故が後を絶たない中、ドライブレコーダーにより撮影された映像データは、これらの事故の原因究明等に大きく寄与しており、全国的にも広くドライブレコーダーの設置が進んでいるところである。

ドライブレコーダーの設置を市が保有する車両全体に拡大し、庁用車両の交通事故防止及び職員の安全運転意識の向上に市全体で取り組まれていることは大変有益であると認められることから、公益上の必要性があると判断した。

### 2 個人情報の管理体制等

#### (1) 統括管理責任者及び管理責任者の設置

ドライブレコーダー及びドライブレコーダー内部の SD カード（以下「電磁的記録媒体」という。）に記録される映像データの管理を適正に行うため、統括管理責任者及び管理責任者を設置すること。

#### (2) 電磁的記録媒体の操作

電磁的記録媒体の操作は、統括管理責任者又は管理責任者が指名した

者のみが行うものであること。

(3) 電磁的記録媒体に関する安全管理措置

ア 電磁的記録媒体は、ドライブレコーダー内部に常時装着し、物理的な盗難や破壊を被らないよう、ドライブレコーダーを設置した庁用車両の運行後に必ず施錠を施し、運転日報による施錠確認を徹底すること。

また、個々の電磁的記録媒体に付番の上、管理台帳により管理すること。

イ 電磁的記録媒体内部の映像データの閲覧を行う端末は、統括管理責任者又は管理責任者が指定したものに限定すること。

ウ 映像データの利用は、交通事故に係る証拠資料の収集、分析及び原因究明、安全運行に役立てるための研修・指導に限定すること。

エ 映像データの外部提供は、交通事故又はトラブル等の状況及び原因を明らかにするために捜査機関から提供を求められたとき、捜査機関から犯罪捜査を目的として提供を求められたとき、その他法令に基づき提供を求められたときに限定すること。また、外部提供を行う映像データの内容は、必要最小限の範囲にとどめること。

オ 映像データを利用又は外部提供したときは、その年月日、提供先、目的等を文書に記録すること。

カ 映像データを利用しその目的を達成したときは、速やかにデータを消去すること。あるいは、映像データを外部提供し、その目的を達成したときは、速やかに映像データを返却させ、消去すること。さらに、映像データの消去を行った際には、消去した年月日、消去を行った者等について記録すること。

キ 上記の取扱いについて、安全運転研修等により職員に周知・徹底すること。

3 ごみ収集車両に設置されたドライブレコーダーの運用状況等について

平成 28 年度答申を受け、市では、ドライブレコーダーをごみ収集車等に先行して設置し、運用しているところである。

ごみ収集車等に設置されたドライブレコーダーの運用状況及び設置したことによる効果について、以下のとおり説明があった。

(1) ドライブレコーダーの運用状況について

電磁的記録媒体の管理及び映像データ取扱いに関し、平成 28 年度答申附帯意見を踏まえ、適切な運用がなされていること。

(2) ドライブレコーダーを設置したことによる効果について

市がごみ収集車等を運転する職員に対し実施したアンケート結果によ

れば、急ブレーキ・急発進のない丁寧な運転を心掛けるようになった、運転に際し一歩譲る心を持つようになった等の回答があり、ドライブレコーダーの設置により、職員の安全運転意識が向上し、結果として交通事故の抑止に繋がっていることが確認されたこと。

以上の説明から、審議会は、ドライブレコーダーの設置・運用に係る個人情報管理体制は十分に措置されること、また、ごみ収集車等にドライブレコーダーを設置したことによる一定の効果が確認されたことから、ドライブレコーダーの設置を市が保有する車両全体に拡大することにより、市全体として、更なる安全運転意識の向上と交通事故防止が期待されると判断した。

#### 第4 審議経過

| 審議会の開催日   | 内容     |
|-----------|--------|
| 平成31年2月1日 | 諮問及び審議 |
| 3月11日     | 答申     |

以 上